

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 8 月 25 日 (金) 第 8 9 2 9 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (549) (青少年・家庭課) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (550) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	特定計量器の定期検査の実施 (551) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (552) (企業支援課) . . . . . 3
	大規模小売店舗の廃止の届出 (2 件) (553・554) (〃) . . . . . 3
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (25) (小中学校課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第549号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会	課題を抱えた妊婦に関する相談支援等のあり方に関する事項	平成29年9月1日から 平成30年3月31日まで	子育て王国推進局 青少年・家庭課

## 鳥取県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社スカイム・イレブン	デイサービスセンター天然温泉ほんわ館	鳥取市吉岡温泉町 168-1	平成29年7月 26日	平成29年8月 31日	介護予防通所 介護

## 鳥取県告示第551号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡大山町	平成29年10月2日（月）	午後1時から午後3時まで	西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター
〃	平成29年10月5日（木）	〃	西伯郡大山町御来屋263-1 大山町名和公民館
〃	平成29年10月13日（金）	〃	西伯郡大山町末長269-1 大山町大山公民館
西伯郡日吉津村	平成29年10月17日（火）	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津930 ヴィステテひえづ
西伯郡伯耆町	平成29年10月20日（金）	〃	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町農村環境改善センター
〃	平成29年10月24日（火）	〃	西伯郡伯耆町長山292 溝口武道館
西伯郡南部町	平成29年10月27日（金）	〃	西伯郡南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎
〃	平成29年11月2日（木）	〃	西伯郡南部町法勝寺167-2

プラザ西伯

**鳥取県告示第552号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) ハウジングランドい不在河原店 鳥取市河原町布袋181
  - (2) ハウジングランドい不在羽合店 東伯郡湯梨浜町大字田後455-1
  - (3) ハウジングランドい不在東伯店 東伯郡琴浦町大字八橋166-1
  - (4) ハウジングランドい不在淀江店 米子市淀江町佐陀710
  - (5) スーパーホームセンターい不在米子店 米子市東福原七丁目22-1
  - (6) スーパーホームセンターい不在境港店 境港市外江町3084-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社い不在 代表取締役 天野 達也 倉吉市河原町1770
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 株式会社い不在 代表取締役 稲井 範行  
変更後 株式会社い不在 代表取締役 天野 達也
- 4 変更年月日  
平成29年2月1日
- 5 届出年月日  
平成29年7月31日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成29年8月25日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び大規模小売店舗の所在地の市町村役場
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第553号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要等を告示する。

平成29年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
やよいデパート  
米子市角盤町一丁目168
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社アバロン 代表取締役 山根 宗吉 米子市加茂町二丁目66-2

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 6,206平方メートル

変更後 0平方メートル

4 基準面積以下となる年月日

平成29年12月31日

5 基準面積以下とする理由

解体撤去するため

6 届出年月日

平成29年7月28日

鳥取県告示第554号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要等を告示する。

平成29年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュア

倉吉市伊木字土手根272-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 2,891平方メートル

変更後 0平方メートル

4 基準面積以下となった年月日

平成29年5月1日

5 基準面積以下とする理由

店舗閉店に伴い建物を解体するため

6 届出年月日

平成29年7月31日

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第25号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県幼児期の教育内容等深化・充実調査研究実行委員会	調査研究の研究手法その他の調査研究に関する事項	平成29年8月28日から 平成30年3月30日まで	小中学校課